

6 議案第5号関係

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの (<u>令和3年3月31日</u>までに終了することを予定している者を含む。)」とする。 (設備の基準に関する経過措置)</p> <p>3 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの (<u>平成32年3月31日</u>までに終了することを予定している者を含む。)」とする。 (設備の基準に関する経過措置)</p> <p>3 略</p>